

議案第 3 4 号

山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例

山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 1 8 年山陽小野田市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 4 号 参考資料

山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(扶養手当) 第 5 条 (略) 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 <u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略)	(扶養手当) 第 5 条 (略) 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 <u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u> <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略)